

個人情報漏えい防止対策は万全ですか？

2005年4月1日から完全施行された個人情報保護法。企業では個人情報の管理が一層強化されていますが、人為的ミスによるデータの紛失など、個人情報の漏えい事故を完全に防ぐことは困難です。また、ひとたび漏えい事故が起これば信用を失墜させるばかりか以下のように多額の損害賠償金や謝罪費用等の支払いが発生します。

個人情報漏えい事故保険金支払例

業 種	保 険 金	事 故 内 容
小 売 業	約1,000万円	売上伝票の管理が不十分で清掃業者が伝票を破棄し個人情報漏えいしたため、個人情報漏えいの対応としてクレジット顧客へ詫言状を送付し、カードを再発行し新聞に謝罪広告を出した。このため、事故対応費用、広告宣伝活動費用およびコンサルティング費用が発生した。
金 融 機 関	約2,000万円	事務センターから本社宛発送した100万件強の顧客情報が記録された電子媒体を紛失。電子媒体は発見されておらず、書類に紛れて破棄された可能性が高い。所轄官庁に報告、報道機関に発表、新聞にお詫言状を掲載、顧客にお詫言状を送付する等の事故対応費用が発生した。
通 信 業	約900万円	電話料金割引サービスの顧客情報を記録した電子媒体を紛失し、発見出来なかったため新聞に公示した。このため、事故対応費用、広告宣伝活動費用の損害が発生した。
情 報 処 理 業	約200万円	自治体より受託した図書館のシステム開発の際、従業員が作業目的で自宅に持ち帰っていたノートパソコンごと、パソコン内の図書館利用者約10万件強の個人情報盗難にあった。このため、自治体および情報処理業者はそれぞれ新聞に謝罪広告を掲載した。情報処理業者は自社の広告費用発生とともに、自治体からも広告費用の求償の請求を受けた。

万一、個人情報漏えい事故が発生したら……（損害額の具体例）

顧客情報（氏名・年齢・性別・住所等記載の名簿3,000人分）を、自社従業員が不正に持ち出し転売してしまった。身に覚えのない業者からの電話勧誘を不審に思った顧客からの通報により漏えいが発覚した。直ちに謝罪広告などの対応を行ったが、漏えいをされた顧客の一部（1,000人）から、「執拗な電話勧誘によりプライバシーを著しく侵害された」として損害賠償請求を提起され、実害が大きいと判断された300人に対しては1人あたり約10万円、その他の700人に対しては1人あたり約1万円を損害賠償金として支払うこととなった。また、残りの2,000人に対しては見舞い金としてそれぞれ500円・合計100万円、全国紙に謝罪広告を掲載したための広告費が500万円、弁護士費用が200万円かかった。

損害額

- 損害賠償金…………… (10万円 × 300人) + (1万円 × 700人) = 3,700万円
- 見舞金費用…………… 500円 × 2,000人 = 100万円
- 謝罪広告費用…………… 500万円
- 弁護士費用…………… 200万円

合計 = 約4,500万円

万一の場合に備えて、「日本商工会議所 個人情報漏えい賠償責任保険制度」への加入をお勧めします。

裏面をご覧ください。

